

財務省告示第五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年一月十六日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百四十回）
- 二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一
条第一項及び国債整理基金特別
会計法（明治三十九年法律第六
号）第五条ノ二
- 三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。）の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、「価格競
争入札」と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価

口 非競争入	六 イ 発				五 イ 方募																			
	入札発行競争額	価格競争額	行入札競争額	争入札競争額	入札発行競争額	価格競争額	法入決定の	募入決定の																
国債整理基金特別会計法第五条	十億千五百六十五万円	い、は、千五百六十万	に、基、き、千五百六十万	金、特、別、千五百六十万	千、四、百、十、五、万、千、九、百、十、七、億、八	額、面、金、額、で、一、兆、五、千、四、百、六、十、九	発、行、し、た、利、付、債、に、つ、い、て、は、	第、十、一、条、第、一、項、の、規、定、に、基、づ、き	う、ち、財、政、融、資、金、特、別、会、計、法	億、円、金、額、で、一、兆、五、千、四、百、六、十、九	込、み、の、応、募、額、を、割、り、当、て、る。	募、限、度、の、額、の、範、囲、内、に、お、い、て、各、申	各、国、債、市、場、特、別、参、加、者、ご、と、の、申	割、り、当、て、る。	各、申、込、み、の、応、募、額、を、案、分、に、よ、り	当、て、る。	も、の、か、ら、そ、の、ち、申、込、み、の、高、い	各、申、込、み、の、うち、申、込、み、の、高、い	非、格、格、競争、入、札、発、行、と、い、う。	下、国、債、市、場、特、別、参、加、者、の、発、行、に、よ、り、	額、を、定、め、る、も、の、に、よ、り、	市、場、特、別、参、加、者、の、発、行、に、よ、り、	札、で、あ、つ、て、財、務、大、臣、が、各、国、債、	格、競争、入、札、と、同、時、に、行、わ、れ、る、入

十
三

の 経 利 発 競 加 場 び
払 過 行 争 非 者 特 国
込 利 入 価 者 別 債
み 子 札 格 第 参 市

(一) 年

○・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
二式により算出した金額を第
二式号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 365}$$

十
四

初
期
利
子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
いては、前記(一)の算式により
た金額から当該金額に百分の二
十を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得する
者が非居住者又は外国人であ
る場合には、前記(一)の算式
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額)を控除
することができる。
平成十八年七月十五日を
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期

が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十六号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成十八年一月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十年一月十五日	利子を支払う。
					て、その日以前六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年一月十五日及び七月十五日
					後の利子